

Q300. 営業社員に営業手当さえ支払ってれば、残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）を支払わなくてもいいのですよね。

営業手当を支払っていても、時間外・休日・深夜労働をさせれば残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）を支払う必要があることに変わりありません。

営業手当の支払により残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の支払がなされていると認めてもらえることができれば、当該金額で不足する残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）を追加で支払えば足りることになりますが、営業手当の支払を残業代（時間外・休日・深夜割増賃金）の支払と認めてもらえない場合は、営業手当も残業代（割増賃金）算定の基礎賃金に加えた上で残業代（割増賃金）を算定し、その全額を支払う必要があります。